○最高裁判所規則第十四号

刑事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則を次のように定める。

令和八年十月二十三日

最高裁判所

刑事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則

（識別符号の付与の方法）

第一条　刑事事件及び少年事件に関する手続において、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）、刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）その他の法令に定める電子情報処理組織を使用するための識別符号（文字、番号、記号その他の符号であって、その使用者ごとに異なるものとなるように割り当てられることにより、特定の使用者を識別することができるものをいう。以下同じ。）を得るときは、あらかじめ、次に掲げる事項をその使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力して送信する方法により最高裁判所に届け出なければならない。

一　氏名及び住所（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものにあっては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　電話番号

三　電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メール（最高裁判所の細則で定める通信方式を用いるものに限る。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）

四　生年月日（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものにあっては、その代表者又は管理人の生年月日）

五　その他必要な事項として最高裁判所が定める事項

2　前項の規定による届出を行う者（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものにあっては、その代表者又は管理人をいう。以下この項において同じ。）は、最高裁判所が定める方法により前項の規定による届出を行う者を確認するための措置を講じなければならない。

3　最高裁判所は、第一項の規定による届出を受理したとき（次条第二項に規定する場合を除く。）は、当該届出をした者に対し、識別符号を付与するものとする。

4　前三項の規定にかかわらず、最高裁判所は、識別符号を付与することが相当と認める者に対し、識別符号を付与することができる。

（弁護士に対する識別符号の付与の方法）

第二条　弁護士が、その業務として前条第一項の規定による届出をする場合には、弁護士であることを証明しなければならない。

2　最高裁判所は、前項に規定する場合において、当該届出を受理したときは、当該届出をした弁護士に対し、弁護士の業務として前条第一項の電子情報処理組織を使用するための識別符号を付与するものとする。

（届出事項の変更等）

第三条　第一条第三項又は前条第二項の規定により識別符号を付与された者は、その使用に係る電子計算機において暗証符号を設定し、遅滞なく、設定した暗証符号を当該電子計算機から入力して送信する方法により最高裁判所に届け出なければならない。

2　第一条第三項又は前条第二項の規定により識別符号を付与された者は、第一条第一項各号に掲げる事項に変更があったとき、暗証符号を変更するとき又は識別符号の使用を廃止するときは、遅滞なく、その旨をその使用に係る電子計算機から入力して送信する方法により最高裁判所に届け出なければならない。

3　第一条第四項の規定により識別符号を付与された者は、最高裁判所に対し、暗証符号の設定を求めなければならない。

4　第一条第四項の規定により識別符号を付与された者が、暗証符号を変更するとき又は識別符号の使用を廃止するときも、第二項と同様とする。

5　最高裁判所は、第一条第三項又は前条第二項の規定により識別符号を付与された者が当該識別符号を使用する都度、当該者に対し、第一項の規定により届け出られた暗証符号（第二項の規定により暗証符号が変更されたときは、その変更後のもの）とは別の暗証符号を付与することができる。

6　最高裁判所は、第一条第四項の規定により識別符号を付与された者が当該識別符号を使用する都度、当該者に対し、第三項の暗証符号（第四項の規定により暗証符号が変更されたときは、その変更後のもの）とは別の暗証符号を付与するものとする。

（識別符号の使用の停止）

第四条　最高裁判所は、次に掲げる場合には、第一条第三項若しくは第四項又は第二条第二項の規定により付与した識別符号の使用を停止することができる。

一　当該識別符号を付与された者が偽りその他不正な手段により当該識別符号の付与を受けたものであるとき。

二　当該識別符号を付与された者以外の者が当該識別符号を不正に取得したとき。

三　当該識別符号を付与された者が裁判所の使用に係る電子計算機に対して不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をしたとき。

四　第一条第三項の規定により当該識別符号を付与された者が当該識別符号を付与された日から九十日間当該識別符号を使用しなかったときその他の当該者が当該識別符号を使用する必要がなくなったと認めるとき。

五　第二条第二項の規定により当該識別符号を付与された者が法令の規定により弁護士の業務を行うことができなくなったとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、当該識別符号を付与された者が第一条第一項の電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認める特別の事情があるとき。

附　則

この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦